

周南市高齢者プラン「第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】（素案）に係るパブリック・コメント実施要項

1 施策の案の名称

周南市高齢者プラン「第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」
【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】（素案）

2 パブリック・コメントを実施する目的

周南市高齢者プラン「第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】の策定にあたり、広く市民の皆さんの声を聴くため

3 担当部署名及び問い合わせ先

こども・福祉部 高齢者支援課 電話番号：0834-22-8467

4 閲覧方法と閲覧場所

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.shunan.lg.jp>)
- (2) こども・福祉部 高齢者支援課（周南市役所本庁舎1階②番窓口）
- (3) 情報公開・個人情報保護担当窓口（周南市役所本庁舎1階情報公開閲覧コーナー、各総合支所情報公開窓口）
- (4) 各支所

【閲覧できる時間】(2)～(4)は、市役所開庁日の8時30分から17時15分まで

5 意見の提出期間

令和3年1月15日（金曜日）から令和3年2月15日（月曜日）まで

6 意見の提出先と提出手段

次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) こども・福祉部 高齢者支援課への書面提出
- (2) 郵便による提出

【送付先住所】〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課

- (3) FAXによる提出 【FAX番号】0834-22-8251

- (4) 電子メールによる提出 【メールアドレス】koreishien@city.shunan.lg.jp

※電話では受け付けませんのでご了承ください。なお、何らかの事情により文書でのご意見の提出が困難な場合には、お問い合わせください。

7 意見を提出できる方

- (1) 周南市にお住まいの方
- (2) 周南市内の事務所または事業所に勤務されている方
- (3) 周南市内の学校に在学されている方
- (4) 周南市に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

8 意見を提出する際の必要記載事項

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体は所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体は名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）

※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。
（意見を提出する際の必要記載事項が記載してあれば、様式は自由です。）

9 提出された意見及び市の考え方の公表方法

- (1) 提出された意見を十分検討して、計画策定に関する意思決定を行います。
- (2) 前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び市の機関の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表します。ただし、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除きます。
- (3) 公表方法については、「4 閲覧方法と閲覧場所」に記載する方法・場所で公表します。
- (4) 公表期間は、令和3年2月以降を予定しています。

※ 住所、氏名などの個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、公表しません。

※ 公表にあたっては、提出されたご意見を担当課で検討し、要約させていただく場合もありますのでご了承ください。

※ 意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。

10 実施時期

この要項は、令和3年1月15日から実施します。